

意見書案第3号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、
感染症危機管理担当大臣に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年10月10日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太 一 郎 殿

提出者 鈴木 勝利

賛成者 伊 藤 知 子

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の５類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、ＰＣＲ検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和４年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- １ 内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会